

就労申立書兼誓約書

守口市長 様

私は、就労証明書に記載のとおり、申込日時点においては、
〔 育児休業の期間中 〕
〔 就労内定の状態 〕 ありますが、認定こども園等の保育を利用する場合、
入園（所）日から1か月以内（当月中）に復職もしくは就労を開始するととも
に、復職もしくは就労開始月の翌月20日までに必ず〔 復職証明書 〕
〔 就労証明書（就労中） 〕
を提出すると誓約します。

なお、復職もしくは就労開始が遅延する場合、申請内容の虚偽が判明した場
合又は利用調整基準表における点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較
して下がっている場合（下記事項に該当する場合など）には、支給認定が取消
されることに異議はありません。

- ・ 就労（育児休業）で利用申込みを行ったにも関わらず、育児休業から復職しないまま退職し、その結果、点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較して下がっている場合。
- ・ 就労（育児休業）で利用申込みを行い、復職後、時短勤務等で点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較して下がっている場合。
- ・ 就労（内定）で利用申込みを行ったにも関わらず、内定先で就労せず、その結果、点数が利用申込み時と入園（所）日時点を比較して下がっている場合。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____